

多重債務問題改善プログラムの実施状況について
< 概要 >

平成20年5月13日

多重債務者対策本部事務局

深刻化する多重債務問題を解決するため、平成18年12月に成立した改正貸金業法により、貸付けの上限金利の引下げ、貸付残高の総量規制の導入等を実施。

平成19年4月には、改正貸金業法の完全施行に向け、既存の借り手や、相対的にリスクの高い借り手等に対する「借り手対策」として、以下の4つの施策を柱とする「多重債務問題改善プログラム」を策定（多重債務者対策本部決定）。

1. 丁寧に事情を聞いてアドバイスを行う相談窓口の整備・強化
2. 借りられなくなった人に対する顔の見えるセーフティネット貸付けの提供
3. 多重債務者発生予防のための金融経済教育の強化
4. ヤミ金の撲滅に向けた取締りの強化

これらは、国・地方自治体及び関係団体が一体となって実行すべき施策。

併せて、多重債務者対策本部において、少なくとも改正貸金業法の完全施行までの間、各年度において、各施策の進捗状況のフォローアップを行い、本プログラムの着実な実施を確保。

1. 丁寧に事情を聞いてアドバイスを行う相談窓口の整備・強化

<プログラムの概要>

多数の多重債務者がどこにも相談できないまま生活に行き詰まるおそれがある中で、相談体制の強化はすぐに措置すべき課題。

地方自治体は、住民への接触機会が多く、多重債務者の掘り起こし（発見）・問題解決に機能発揮が期待できる。こうした機能が発揮されるよう、各自治体に各部局間の連携を要請。

<実施状況>

- ▽ 各都道府県消費生活行政担当部局長宛てに、関係団体との緊密な連携のもと多重債務者対策に積極的に取り組むよう要請。併せて、管内市区町村に対しても同旨の周知・協力の要請を依頼（平成19年4月20日）。〔金融庁・総務省〕
- ▽ 全国の地方自治体における相談窓口の整備を一層促進し、各地域の多重債務者が相談窓口を訪れる一つの契機を提供すべく「全国一斉多重債務者相談ウィーク」を実施。平成19年12月10日（月）～16日（日）の期間中、延べ450箇所の相談会場に約6,000人の相談者が来訪（平成20年度も実施予定）。〔多重債務者対策本部・日本弁護士連合会・日本司法書士会連合会〕

市町村による相談については、一律の対応を求めるのではなく、対応能力に応じた取組みを要請。遅くとも、改正貸金業法完全施行時には、どこの市町村に行っても適切な対応が行われる状態を実現することを目指す。

（詳細は「多重債務者相談窓口向けアンケート 調査結果」<市区町村>参照）

- ▽ 多重債務者からの相談を受け付ける相談窓口を設置していると回答した市区町村：1,515市区町村
（調査対象は全1,823市区町村、うち、回答は1,793市区町村）
- ▽ 平成19年度下半期の市区町村の相談窓口への相談者数：約51,400人
- ▽ 相談者に対する対応状況
 - ・相談カードに相談者の債務状況を整理し、相談者の事情を聴取した上で、法律専門家等の連絡先を教える：569市区町村※
 - ・相談カードに相談者の債務状況を整理し、相談者の事情を聴取した上で、相談員自ら法律専門家等のアポイントメントを取る：340市区町村※
債務方法の説明等、更なる取組みを行っている市区町村も含む
 - ・簡単な家計管理指導を行うとともに定期的なフォローアップを行う：17市区町村

都道府県に、以下の取組みを要請。

自らの相談窓口における相談体制・内容を充実（市町村の相談体制の補完）
都道府県庁の関係部署、警察、弁護士会・司法書士会等による「多重債務者対策本部（又は同協議会）」
を設立し、必要な対策を協議。
市町村のネットワーク作り等を支援。

（詳細は「多重債務者相談窓口向けアンケート 調査結果」<都道府県>参照）

- ▽ 全ての都道府県が多重債務者向けの相談窓口を設置済。また、都道府県庁の関係部署、警察、弁護士会・司法書士会等による「多重債務者対策本部（又は同協議会）」も設置済。
- ▽ 平成19年度下半期の都道府県の相談窓口への相談者数：約28,500人
- ▽ 相談者に対する対応状況
 - ・相談カードに相談者の債務状況を整理し、相談者の事情を聴取した上で、法律専門家等の連絡先を教える：18都道府県※
 - ・相談カードに相談者の債務状況を整理し、相談者の事情を聴取した上で、相談員自ら法律専門家等のアポイントメントを取る：26都道府県※
債務方法の説明等、更なる取組みを行っている都道府県も含む
 - ・相談者に家計収支表を手交し、簡単な家計管理指導を行う：青森県、群馬県
- ▽ 広報誌やラジオ放送等を利用した多重債務問題に関する啓発活動、多重債務相談に関する市町村向けのQ&A集の作成等各都道府県毎に様々な取組みを実施。

国は財務局における相談体制を強化するとともに、自治体向けに実践的な相談マニュアルを作成するとともに、相談員向けの研修・指導の機会を設けるよう促す。

- ▽ 多重債務者相談に携わる職員向けの「多重債務者相談マニュアル」（冊子及びDVD）を作成し全ての地方自治体及び関係団体に約2,200部配布（平成19年7月）。平成20年3月には、家計管理の必要性を解説した「補遺」を追加した改訂版約6,000部を再送付。〔金融庁〕
- ▽ 平成20年4月から、各財務（支）局及び沖縄総合事務局に多重債務者向け相談員を配置し（相談員合計43名）、相談業務を開始。〔金融庁、財務省、内閣府〕

国は財務局における相談体制を強化するとともに、自治体向けに実践的な相談マニュアルを作成するとともに、相談員向けの研修・指導の機会を設けるよう促す。（前頁の続き）

- ▽ 地方自治体等の相談窓口を周知するため、政府広報（全国紙及び地方紙：平成19年3月、10月）や夕刊紙（夕刊フジ、日刊ゲンダイ、東京スポーツ系4紙に各6回、計36回：平成20年2月～3月）に相談窓口の広告を掲載。〔金融庁〕
- ▽ 全国の相談窓口の整備を促進するため、先進的な自治体の取り組みを紹介すること等を目的としたシンポジウムを全国5箇所で開催し、約730名が参加（平成19年6月：東京、11月：大阪、12月：仙台、名古屋、福岡）。〔金融庁〕
- ▽ 国民生活センターにおいて、地方自治体の行政職員及び消費生活相談員等を対象とした多重債務問題に関する研修を実施。全国で11回開催し、約720名が参加。〔内閣府、国民生活センター〕

日本司法支援センター（法テラス）は、紹介業務の体制整備を行うとともに、民事法律扶助の活用促進のため、周知、体制の整備強化。

- ▽ 政府広報（テレビ（5番組）・新聞広告（平成19年10月））を通じて法テラスのPRを実施。実施後の電話問い合わせは前週比で3～19%増加。〔法務省、法テラス〕
- 法テラスの常勤弁護士96名を全国37ヶ所の地方事務所や、壱岐市（長崎県）、江差町（北海道）などの司法過疎地域を含む19ヶ所の地域事務所に配置（平成20年3月末日現在）。〔法務省、法テラス〕

関係業界が拠出する財団法人日本クレジットカウンセリング協会に、現状の全国3箇所を増設し、ブロック単位（全国11箇所）で拠点を設置するよう要請。

- ▽ 東京、名古屋、福岡に加えて、新たに仙台、広島の2箇所を拠点とした支部を開設（平成20年3月）。平成20年度中に新たに4箇所程度の支部開設を検討中。〔金融庁、経済産業省、日本クレジットカウンセリング協会〕
- ▷ 平成19年度の協会処理件数：4,339件、うちカウンセリング受付件数（弁護士及び相談員による面談）：1,431件。

2. 借りられなくなった人に対する顔の見えるセーフティネット貸付けの提供

高リスク者の受け皿となる消費者向けのセーフティネット貸付けは、各地域において「顔の見える融資」（丁寧な事情聴取、具体的な解決方法の相談、事後のモニタリングを前提として、返済能力が見込まれ、問題の解決に資する場合に限って低利の貸付け）を行う、いわば「日本版グラミン銀行」モデルを広げていく。

- ▽ 盛岡市や「岩手県消費者信用生活協同組合」（岩手信用生協）の取組みを「多重債務者相談マニュアル」に掲載し、職員をシンポジウム（前掲）に招聘し取組みを紹介。〔金融庁〕
- ▽ 岩手信用生協の取組みを参考に、福岡県の「グリーンコープ生協ふくおか」（平成18年10月事業開始）、熊本県の「グリーンコープ生協くまもと」（平成20年4月事業開始）で生活再建のための相談を前提とした生活再生貸付事業を開始。青森県、秋田県、神奈川県、大分県においても同様の取組みについて検討中。

既存の消費者向けセーフティネット貸付け（社会福祉協議会による生活福祉資金貸付等）についても、事前相談や事後モニタリングを充実させること等（債務整理等に関する研修、弁護士会等との連携強化等）により、受け皿としての活用を促進する。

社会保障の最後のセーフティネットである生活保護については、受けられるべき生活保護が受けられず高金利の貸付けがそれを代行する事態が発生しないよう、適正な運用を図る。

- ▽ 生活福祉資金の緊急小口資金について、貸付上限額を5万円から10万円へ引上げ（平成19年4月～11月までの貸付件数982件、貸付決定額60,537千円）。母子寡婦福祉貸付金制度について、母子自立支援員が、制度周知と併せ借金等による経済的困窮に関する相談支援等を行うよう通知済（平成15年6月）。また、他の自治体における償還率向上に係る取組みを紹介するなど、自治体に対し償還率の向上を要請（平成20年3月）（母子寡婦福祉貸付金制度の実績（平成18年度）：貸付件数52,867件、貸付決定額24,207百万円）。〔厚生労働省〕
- ▽ 自治体に対し、生活保護の相談に当たっては、申請権を侵害していると疑われるような行為を厳に慎み、相談者の状況を把握した上で、助言を適切に行うとともに生活保護制度の仕組みについて十分説明すること等を周知（平成20年4月1日）。〔厚生労働省〕

事業者向けの政府系金融機関によるセーフティネット貸付等については、

- ・ きめ細かく融資申込者の状況を把握し、債務整理等のため、必要に応じて弁護士等への紹介・誘導を図る。
- ・ 早期の事業再生や再チャレンジを支援するため、全国約280箇所に再チャレンジ相談窓口の設置を行うとともに、中小公庫・国民公庫等により、再生プロセスにある事業者や一旦失敗した事業者に対する融資制度が導入されるのでその積極的な活用を促す。

▽ 金融庁作成のポスター「全国一斉多重債務者相談ウィーク(12月10日～16日)」を全国の国民生活金融公庫、中小企業金融公庫及び商工組合中央金庫の支店に掲示し、専門家へ紹介・誘導(平成19年11月～12月)。

〔財務省、経済産業省その他関係省庁〕

▽ 早期の事業転換や過去に廃業歴のある方の再挑戦を支援するために、全国の商工会議所及び商工会連合会に「早期転換・再挑戦支援窓口」を設置(平成19年5月、中小企業庁から業務委託)。平成19年度中に約2,000社からの相談を受け付け。

▽ 再生プロセスにある事業者や一旦失敗した事業者に対する融資制度を活用し、積極的に支援。

〔財務省、経済産業省その他関係省庁〕

▷ 企業再建・事業承継支援資金(再生プロセスにある事業者向け融資)：貸付件数71件、貸付残高1,364百万円(国民生活金融公庫)、
貸付件数546件、貸付残高24,530百万円(中小企業金融公庫)

▷ 再挑戦支援資金(一旦失敗した事業者向け融資)：貸付件数1,064件、貸付残高3,141百万円(国民生活金融公庫)、
貸付件数77件、貸付残高1,284百万円(中小企業金融公庫)

データはいずれも平成19年度。ただし国民生活金融公庫の貸付残高は平成20年2月末現在。

▽ 再生プロセスにある事業者や一旦失敗した事業者に対する融資制度を拡充(平成20年4月)。

〔財務省、経済産業省その他関係省庁〕

▷ 企業再建・事業承継支援資金(再生プロセスにある事業者向け)

： 貸付利率を「基準利率+0.7%」から「基準利率」へ低減(国民生活金融公庫)。※基準利率は2.25%～(H20.4.10現在)

貸付利率を「基準利率+0.3%」から「基準利率」へ低減(中小企業金融公庫)。※基準利率は2.1%～(H20.4.10現在)

▷ 再挑戦支援資金(一旦失敗した事業者向け)：実績連動金利型貸付(「成功払い型貸付」)の返済期間の長期化(5年⇒7年)

3. 多重債務者発生予防のための金融経済教育の強化

現在の多重債務者救済のための相談体制の整備等とともに、「対策の車の両輪」。

社会に出る前に、高校生までの段階で、全ての生徒が、具体的な事例を用いて、借金をした場合の金利や返済額、上限金利制度、多重債務状態からの救済策（債務整理などの制度や相談窓口の存在）等の知識を得られるよう取り組む。

当面の対応策として、ホームルーム等において借金問題を取り上げるよう促すことを検討。

さらに、高校の家庭科の学習指導要領において、多重債務問題について取り扱うことを具体的に検討。（あわせて、学習指導要領の見直しの内容を踏まえた、教員研修等を行う。また、教科書において、見直しも踏まえた記述がなされることを期待。）

- ▽ 金利と総返済額の実例など、借金の問題を分かりやすく解説したリーフレットを作成し、全国の高校（約6,000校）へ送付し、ホームルーム活動等における活用を要請（平成19年9月）。〔金融庁、文部科学省〕
- ▽ 平成20年内公示予定の高校家庭科の学習指導要領において、多重債務問題について取り扱うことを具体的に検討。教科書において、学習指導要領の改訂を踏まえた記述がなされるよう、平成20年度以降関係者に学習指導要領の趣旨について説明を行う。〔文部科学省〕

成人への消費者教育については、関係団体・自治体等による主体的な取り組みを促す。

- ▽ 成人への消費者教育等について関係団体との緊密な連携のもと積極的に取り組むよう各方面に要請（平成19年6月）。（各都道府県知事、各政令指定都市市長宛〔内閣府、金融庁〕、金融広報中央委員会会長宛〔金融庁〕）
- ▽ 当該取り組みを支援するため、借金の問題を分かりやすく解説したリーフレットや金融取引の基礎知識をまとめたパンフレットを要望部数配布（平成19年度中の配布実績：約191万部）するとともに、多重債務者発生予防等を目的としたDVD教材を作成（平成20年3月）。〔金融庁〕

4. ヤミ金の撲滅に向けた取締りの強化

今回の改正貸金業法の規制強化を実効的なものとするためには、ヤミ金撲滅が不可欠。

警察や監督当局は、ヤミ金の撲滅に向けて取締りを徹底。警察においては、当分の間、集中取締本部を維持し摘発を強化。監督当局は、処分徹底とともに、積極的に警察に情報提供。

- ▽ 各都道府県警察において、集中取締本部による取締りを強化（平成19年中のヤミ金融事犯の検挙事件数484件（前年比+161件）、検挙人員995人（前年比+285人））。〔警察庁〕
- ▽ 平成19年度の金融庁、財務局及び都道府県から警察への情報提供件数は793件（金融庁：483件、財務局・都道府県：310件）。〔金融庁〕

被害相談を受けた監督当局・警察は、電話による警告等を積極的に行う。警察は、携帯電話の不正利用停止制度の積極的活用を検討。

犯罪収益移転防止法において、郵便物受取・電話受付サービス業者に対して、本人確認、疑わしい取引の届出等が義務付けられたので、施行後は、ヤミ金対策に積極的に活用。

- ▽ ヤミ金による被害相談を受けた都道府県警察及び監督当局（金融庁、財務局）から積極的に電話警告を実施（平成19年中の都道府県警察のヤミ金融事犯に係る電話警告件数10,557件、平成19年度中の金融庁、財務局、都道府県からの同警告件数407件、その他都道府県警察による携帯電話契約者確認要求件数206件）。〔警察庁、金融庁〕
- ▽ 犯罪収益移転防止法の積極的な活用を促進するため、各都道府県警察に対し、ヤミ金融事犯における疑わしい取引情報の活用等について指導。〔警察庁〕

現場の警察官が適切な対応ができるよう、平易で実践的なマニュアルを現場の警察官に配布・周知。

- ▽ 改正貸金業法の本則施行における改正内容を反映した、「【三訂版】ヤミ金融事犯相談対応マニュアル」を各都道府県警察に配布（平成20年1月）。〔警察庁〕